

優遇税制と住宅耐震改修証明書の発行について(参考)

一定要件を満たす住宅の耐震改修工事を行った場合、税制の優遇措置（所得税の特別控除及び固定資産税の減額措置）が受けられます。

1. 対象となる住宅

所得税額の特別控除	固定資産税の減額
<ul style="list-style-type: none">・ 蓮田市内の住宅・ 自己の居住の用に供する住宅・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手された住宅で、現行の耐震基準に適合しないもの・ 平成 25 年 12 月 31 日までに現行の耐震基準に適合する耐震改修工事が行われたもの	<ul style="list-style-type: none">・ 蓮田市内の住宅・ 昭和 57 年 1 月 1 日に以前からある住宅・ 平成 27 年 12 月 31 日までに現行の耐震基準に適合する耐震改修工事が行われたもの・ 耐震改修工事費用が一戸当たり 30 万円以上のもの

2. 耐震改修促進税制の内容

所得税額の特別控除	固定資産税の減額
<p>『住宅耐震改修証明書』を添付して確定申告を行った場合、所得税額から以下の控除が行われます。</p> <p>【H22. 4. 1～H25. 12. 31 までに耐震改修】</p> <ul style="list-style-type: none">・ その年分の所得税額から、耐震改修に要した費用又は耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額のうち、いずれか少ない額の 10% に相当する額（20 万円を上限）を控除	<p>『住宅耐震改修証明書』を添付して工事完了した日から 3 ヶ月以内に申告を行った場合、固定資産税額（一戸当たり 120 ㎡相当分まで）が以下のとおり減額されます。</p> <p>① H22. 4. 1～H24. 12. 31 まで 翌年度から 2 年度分の税額を 1/2 に減額</p> <p>② H25. 1. 1～H27. 12. 31 まで 翌年度分の税額を 1/2 に減額</p>
春日部税務署へ申告	蓮田市税務課へ申告

3. 住宅耐震改修証明書の発行主体

市役所建築指導課又は建築士、指定確認検査機関、住宅性能評価機関で発行します。